

## 令和3年 第11回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和3年9月30日（木）午後1時30分～午後3時46分

2 開催場所 豊見城市役所 3階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課  
長 文化課参事 学校教育課参事 教育総務課総務班長 中央図書館  
長

4 欠席者 学校教育課長

5 傍聴人 なし

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

・令和3年10月1日付け教育委員会職員の人事異動について

・令和3年第5回豊見城市議会定例会一般質問について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

第11回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第11回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員に、本日、備瀬委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日でよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>異議なしと、ありがとうございます。それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事録日程に沿って進めてまいります。</p> <p>日程第3の議題に入ります。それでは、教育長の業務報告を行います。主なものとして、9月2日木曜日にオンラインにて定例校長会を行い、学校再開についての検討を行いました。</p> <p>9月7日火曜日より市議会がされておりますので、それに出席しております。</p> <p>その他については資料がございますので、ご確認ください。お願ひいたします。</p> <p>続いて、日程第4の承認第10号 令和3年10月1日付け教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局、お願ひします。</p>
教育総務課長	<p>よろしくお願ひいたします。お手元に承認第10号のご準備をお願いいたします。説明いたします。</p> <p>承認第10号 令和3年10月1日付け教育委員会職員の人事異動について。提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものとなっております。</p> <p>資料をめくっていただきまして、お願ひいたします。令和3年10月1日付で教育総務課長が学校教育課長を兼務し、学校教育課長が学校教育課参事となる異動となっております。以上になります。</p>
教育長	ただいまの人事異動の説明について、ご意見等ありましたらお願ひします。よろしいですか。
大城委員	何で課長が兼任するんですか。
教育長	はい、事務局。
教育総務課長	説明いたします。学校教育課長が現在休職中になっておりまして、業務の滞りをさせないために、教育総務課長のほうが学校教育課長を兼務

	して、事務の執行を滞りなくしたいというふうに考えております。
教育長	よろしいですか。
大城委員	はい。
教育長	それでは提案どおり決定ということで進めてまいります。 続いて、日程第5の報告第8号 令和3年第5回豊見城市議会定例会一般質問についてであります。事務局の報告をお願いします。
教育部長	<p>報告第8号 令和3年第5回豊見城市議会定例会一般質問につきましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会から委任した事務であっても特に報告の必要がある事務については第5条の規定により報告するとしておりますので、報告になります。</p> <p>それでは早速でございますが、一般質問の通告要旨、その1ページ、通告番号1番の儀間議員の質問からお答えした内容を説明いたします。</p> <p>質問順の1番、儀間盛昭議員、(2)の教育行政について。①豊崎中学校開校を目指す取組についてでございますが、「豊崎中学校開校に向けた業務進捗状況につきましては、詳細設計にて構造体の計算や建物内部の検討を引き続き進めております。令和3年7月に府内関係課長を委員とする「学校づくり検討委員会」を開催し、配置計画を説明し、意見の聴取を行っております。また、8月にはグラウンド設計として土木工事に関する設計業務を発注し、地質調査や基本設計に基づく詳細設計を行っております」というふうにお答えしております。</p> <p>続きまして、(4)の(イ)学校給食センターの業務委託における、労働者の正規非正規の雇用は維持しているのか、その現状についてということで、「学校給食センターでは調理等の業務につきまして、外部に業務委託を実施しています。正規職員及び非正規職員の人数につきましては、業者提案書のとおり業務従事者は正規社員及び非正規社員を合わせて42名以上、うち正規社員20名以上の体制で安心安全な学校給食の提供を目指しています」と答えております。</p> <p>続きまして通告番号2番、新垣亜矢子議員の(1)教育行政についての(イ)ハワイでの国際交流事業について、グローバルな人材育成に力を入れるのであればぜひとも交流事業を実施すべきだと考えるが、今後の方向性についてという質問に対しまして、「教育委員会としましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、今年度の国際交流事業は中止いたしましたが、令和4年度以降につきましては、ぜひともこの2年間できなかつた交流事業を再開し、事業を継続していくように市長部局と調整してまいりたいと考えております」というふうに答えております。</p>

	<p>次に、②のほうでございます。ディスレクシアという視覚障がいのある方が見やすい文字としてユニバーサルデザインの文字が使われるようになり、本市広報とみぐすくと議会だよりの一般質問の文字にも採用している。市内小中学校でもプリント作成にUDデジタル教科書体を積極的に使用すべきと考えるがということでございますが、「市内小中学校11校に確認をしましたところ、プリントや学校だよりなど、学校全体でユニバーサルデザイン文字を取り入れている学校は1校となっており、その他の学校では学級担任や教務主任などが独自で取り入れている事例を確認できております。学校現場においては、ユニバーサルデザイン文字に限らずフォントサイズや色、改行箇所の調整やルビを振るなど、様々な取組が行われております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、③の(イ)教育委員会から何度も要求したにも関わらず、令和3年4月から与根体育施設管理費は予算がつかず管理ができていない状態であった。早急に管理費をつけるべきだと考えるが、サッカー場の市民利用が停止していたのは教育定例会議で、管理費流用の議決に対し、教育委員が「市長の意見を聞いてから」などと、期限があるにも関わらず議決を保留にしたからだと認識している。教育委員会は市長部局から独立した組織のはずだが、なぜこのような発言が繰り返されたのかということに対しましては、「これまでの与根体育施設の廃止条例を可決してきた状況や議会で否決になった理由、そして担当部局の対応、または与根体育施設周辺における将来の展望など、いろいろな状況説明を受け、条例改正が行われた後の今後の与根体育施設の管理運営方法につきましても、教育委員それぞれにおいての考え方や意見の中で、そのような発言があったものだと考えております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、(ウ)現在任命されている教育委員は全員が山川市長の推薦で選任された方々。教育委員としての役割に疑問を感じる。任命にあたり教育委員会・委員がどのような立場であるのか理解するための研修等は行われているものなのか伺うという質問に対しまして、「現在の4人の教育委員の略歴は、校長職の歴任と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に規定されている「当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」との認識から、任命に当たり研修等は行っておりません」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、④学校給食用物資の発注方法の変更についての質問でございます。「給食センターでは、コロナ禍においても食材の調達が安定</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

してできる仕組みの構築、栄養士の業務負担軽減等を目指し、今年度は「食材調達等コーディネート業務委託」を発注しています。本業務では食材調達に関する仕組みの構築以外にも、コロナ禍により販売量が落ち込んだ事業者に対する国の支援を活用した食材の学校給食への提供等も計画しております。最終的には本市職員が引き継ぐことで、本業務で構築したノウハウ等を給食センターの財産として活用し、また地産地消の強化にもつなげていきたいと考えています」というふうに答えております。

続きまして通告番号3番、4ページの仲田政美議員の(2)生理の貧困対策についての②でございます。「本市においても令和3年8月臨時議会において、豊見城市新型コロナウィルス感染症緊急経済対策第5弾において対策費を計上し、議会の承認をいただいたところでございます。現在、小中学校教頭、養護教諭の協力をいただきながら、学校のトイレや保健室での生理用品の配布を進めているところでございます。今回の配布状況や学校現場の意見を踏まえるとともに、財源の確保、予算措置の方法についても併せて検討してまいりたいと考えております」と答えております。

続きまして、(3)教育行政についての①本市には、空手発祥の地沖縄の、世界に誇る空手の殿堂がある。その「沖縄空手会館」を、未来を担う子どもたちの学びの場の一つに、「見学会」や「体験等」として活用できないか見解を伺う。この質問に対しまして、「沖縄空手会館の活用につきましては、学校外における活動という点や各校の教育計画にどのように位置づけるか等、整理しなければならないこともありますので、各学校においてどのような活用手法があるか情報交換を行いながら、「沖縄空手会館」の活用についても検討をしてまいりたいと考えております」というふうに答えております。

次の②ヤングケアラーについて。(ア)本市におけるヤングケアラーの実態調査等の実施について。(イ)福祉・介護・医療・教育など関係機関等へ周知、連携し支援する考え。(ウ)学校現場での、講話等を通して子どもたちへの意識啓発及び相談窓口の開設につきましては関連しますので、一括でお答えしております。まず「ヤングケアラーにつきましては、令和3年3月に文部科学省と厚生労働省が連携したプロジェクトチームによって、学校を対象に実施した全国規模の調査研究事業、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において作成された報告書において、実態が公表されております。教育委員会としましては、今回の調査結果を市内小中学校に対し情報共有を行うとともに、ヤングケアラーの早期発見、

把握に努め、適切な支援へつなげられるよう、スクールソーシャルワーカーと情報共有をしながら連携してまいります。学校現場での児童・生徒に対する講話等の実施につきましては他市の状況を踏まえるとともに、「調査研究から始めてまいりたいと考えております」というふうに答えております。

続きまして、③市内小・中学校におけるオンライン授業の取組について、その進捗状況という質問に対しましては、「市内小中学校のオンライン授業の取組につきましては、令和2年度において市内小中学校のネットワークの整備、各教室への電源キャビネット整備及び児童・生徒への端末配置等を行った結果、学習並びに教育環境のさらなる向上が図られました。令和3年9月からそれらを活用し、オンライン学習等を実施しております」というふうに答えております。

続きまして、④新入学準備金について。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、文部科学省が示す基準単価に引き上げるべきと考えるがというご質問に対しまして、「入学準備金につきましては、令和3年度における県内11市の支給額を調査したところ、小学校入学時に対する準備金について、本市の2万9,900円が最も低い額となっております。また、中学校入学生に対する準備金についても、本市の3万2,900円が最も低い額となっております。教育委員会としましては、昨今の経済情勢や他市の状況、さらに子ども改革関連施策を推進する観点から、入学準備金支給額の増額を行う必要があると考え、令和4年度に入学する児童・生徒から適用できるよう、関係機関と調整を図りながら予算編成、規則改正に取り組んでまいりたいと考えております」と答えております。

続きまして、⑤豊見城市青少年国際交流事業について。令和4年度の事業実施に向けての見解ということですが、⑤につきましては、先ほど2番の新垣亜矢子議員と同様な質問内容ですので、同じようにお答えしております。

続きまして6ページのほう、通告番号4番、宜保安孝議員の(3)教育行政について。①空調機（エアコン）の管理についての、(ア)各教室等に設置されている空調機の洗浄は定期的に行われているかという質問に対しまして、「各学校の管理状況を確認したところ、教職員やPTA作業において、空調機外部周りの拭き取りやフィルターの清掃を行っております。議員ご質問の空調機の洗浄は専門的な技術が必要な作業に対するものだと理解しておりますが、現状におきましては各学校とも洗浄作業は行っておりません」というふうに答えております。

次、(イ)市が予算をつけて計画的に定期洗浄が行えないかという質問に

対しましては、「市内小中学校においては、空調機を設置した教室は全体で約420教室あり、毎年全教室の空調機洗浄を実施することは厳しいため、業務実施に向けての管理サイクル等の具体的な方法については全体の予算を鑑みながら、関係部署と調整を行ってまいります」というふうに答えております。

次、②安全対策について。上田小、上田子ども園入口に設置されているラバーポールの安全性について保護者や地域自治会より問合せがありました。子ども園から下ってくる車が何らかのハンドル操作ミスが生じた場合、簡単に突破できます。しっかりととした石柱等に変更できないか伺うという質問に対しまして、「上田小学校、上田こども園入り口のラバーポールについては、消防車等の大型車両の緊急時の進入が容易に行えるようポールを設置しております。子どもたちが転倒した際の安全面を考慮し、現在の柔らかいラバーポールを設置した経緯がございますが、今後は小学校及びこども園へ出入りする車両に対して、学校敷地内では子どもたちの安全に配慮するため、徐行運転を行うよう注意喚起の周知を図ってまいります」というふうに答えております。

続きまして、③新教育長へ伺うの(ア)豊見城市の今後の教育行政への想いについてという質問に対しまして、「本市は、「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする 韶むまちの教育との教育理念を掲げ、教育及び文化の振興に関する施策に取り組んでいると理解しております。そのことから、今後の教育行政において、私が長年現場で培ってきた経験を生かし、目の前に子どもがいると思い、現場の経験を大切にしたいという思いを常に抱きながら、子どもたちが元気に育ち、笑顔が溢れるまち豊見城であり続けるため、教育委員と力を合わせ、学校・家庭・地域社会の多くの皆様のご理解とご協力を得ながら、施策を推進してまいります。推進に当たりましては、関係部署や関係機関、団体との連携を図りながら取り組んでまいります」と答えております。

次、(イ)6月議会における教育長任命の同意案について反対票を投じました。その理由は、一つ、前回市長選の際、瀬長教育長が顧問を務める部活動の生徒に、現山川市長を紹介する等の行為があったとの情報が寄せられていたためであります。そこで教育長に直接伺いますが、このような事実はあったのでしょうかという質問に対しまして、「ご指摘の行為についての事実はございません」というふうに答えております。

続きまして8ページ、通告番号5番、大田善裕議員の(1)学校給食費の無償化についての①予算化の見通しについてであります、「学校給食費の段階的無償化については、令和元年度に立ち上げた学校給食ワーキ

ングチームの中で検討を進めてきました。段階的無償化を目指すに当たり、長年充足していなかった栄養問題を優先的に改善することが重要だと位置づけて、段階的無償化の第一弾として、保護者に新たな負担を求めずに、栄養充足率の向上を目的とした学校給食費保護者支援事業を実施しております。令和2年度には保護者を対象にした学校給食アンケートを実施し、学校給食費保護者支援事業は、豊見市の財政面を考慮しながら事業を実施するべきとの意見が過半数を超えていたことを確認しております。本市は「子どもが生きるまち豊見城」の実現を目指し、子ども改革の推進を強く進めていますので、「子育て世代の経済的負担軽減を目指した仕組みについて検討してまいります」というふうに答えております。

次に、②所得制限を設けずに全ての子育て世帯を対象にするのかという質問に対しまして、「学校給食法で示されている学校給食の理念や、子ども・子育て施策の充実強化を図るための全国市長会における提言などを鑑みたとき、子どもたちの発達や人間形成などに重要な役割を担っている学校給食は、全ての児童・生徒に公平に与えるべきと考えます。本市が学校給食費の段階的無償化を進めるに当たり、実現可能で継続的な仕組みを構築することが重要であると考えていますので、本市の財政状況を考慮しながら検討してまいります」というふうに答えております。

続きまして、9ページのほうになります。通告番号6番、波平邦孝議員の(1)教育行政についての①本市の教育行政について新教育長の抱負と描くビジョンを具体的に伺うという質問に対しましては、4番、宜保安孝議員と同様な質問でございましたので、同じように答えております。

次に、②「G I G Aスクール構想」等の新しい教育スタイルの確立について、現場第一線で努めてきた新教育長の見解を伺うという質問に対しましては、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない児童・生徒1人1台の学習用端末と、高速ネットワーク環境を整備することになっており、学習並びに教育環境のさらなる向上が図られたものと認識しております。今後とも児童・生徒の学びが継続できる基盤整備や、ICTを活用した学習指導等の検討などを引き続き行いながら、学びの保障の確保に努めてまいります。学校教育は、教師と児童・生徒との関わり合い、児童・生徒同士の関わり合い等を通じて行われることが重要であることから、対面による授業等において、それらの効果が顕著だとも認識しておりますので、それらの両立に向け、鋭意努力してまいります」というふうに答えております。

続きまして、③豊崎中学校開校へ向けて、市内中学校区の校区緩和や

	<p>校区見直しを行う必要があると考えるが、見解を具体的に伺うとありました。</p> <p>「豊崎中学校の校区につきましては、現在分離母体校となる伊良波中学校の生徒数の推計を考慮し、開校予定年度において伊良波中学校及び豊崎中学校の生徒数に偏りがない規模となる豊崎小学校校区と同じ区域を予定しております。ただし、豊見城市立学校通学区域審議会へ諮り、委員の意見を確認しながら決定していきたいと考えております。また、校区緩和につきましては、校区の決定による児童・生徒の状況を見ながら検討していきたいと考えております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、④「スポーツの街とみぐすく」の確立へ向けて、本市の小中学生を対象としたスポーツ大会における県外派遣費助成について、増額に向けた見直しを行っていく考えがないか新教育長の見解をというご質問に対しましては、「県外派遣費助成につきましては、九州全国大会等に派遣される児童・生徒を対象に、航空賃、宿泊費、車賃等の経費の2分の1を補助率として助成を行っているところでございます。派遣費の増額に関しましては、年度によって当初予算額では足りなくなる場合には、その都度、補正予算にて対応を行っており、また個別の助成項目の拡充や、回数制限などにつきましては、できるだけ負担軽減を図れるよう取り組みたいと考えておりますが、当該事業が一括交付金を一部活用した事業となっており、限りある財源をできるだけ多くの児童・生徒に活用する観点から、引き続き補助回数の制限を設けさせていただきたいと考えております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、(2)ナイター設備について。①令和元年6月議会、9月議会において、伊良波中学校区域へのナイター設備について質問を行いましたが、早期設置に向けた現状と課題、今後のタイムスケジュールを伺うというご質問に対しまして、①のほうでございますが、「ナイター設備の実施につきましては、スポーツ振興くじ助成金が活用可能であることを確認しているところでございますが、現在ナイター整備されております豊見城小学校及び長嶺小学校の利用状況を踏まえ、今後も関係部署と協議を行い、できる限り早期に整備ができるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします」というふうに答えております。</p> <p>次に、②豊見城小学校、長嶺小学校グラウンドのナイター利用について、これから訪れる冬季期間の対応について本市の見解を具体的に伺うという質問に対しましては、「豊見城小学校及び長嶺小学校グラウンドのナイター照明につきましては、学校施設を市民のスポーツの場として</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

開放し、夜間の一般利用ができるように整備しているものでございます。スポーツ少年団等が学校グラウンドで活動する時間につきましては、日没までを基本としており、市内の8小学校が同じ条件で活動することが基本であると考えております。教育委員会としましても、小学生のスポーツ活動につきましても、活動時間の基準等も含め、今後ともスポーツ少年団等との意見交換を行ってまいりたいと考えております」というふうに答えております。

続きまして、10ページのほうの⑤市長公約についての①子ども改革についての(i)給食費の無償化についての進捗状況でございますが、こちらは5番の大田善裕議員と同様な質問でございましたので、同じようにお答えしております。

続きまして11ページのほうの通告番号7番、新垣龍治議員、(1)新型コロナウィルス感染症緊急経済対策(第5弾)についての②「生理の貧困」対策事業の内容について伺うでございますが、小中学校生理の貧困対策支援事業では、経済的に困窮している児童・生徒に対し、生理用品を無償で提供する内容となっています。配布方法につきましては、各校の養護教諭の協力を得ながら、生理用品を必要とする女子児童・生徒に対し、保健室やトイレで受け取れるよう配慮をお願いしております」というふうに答えております。

続きまして、(2)スポーツ振興についての①サッカーの市内環境整備についての現状ということでございますが、「サッカー専用施設としては、ナイター設備が設置された与根体育施設サッカー場が平成8年度に整備されているほか、市内小中学校ではスポーツ少年団等のチームや中学生の部活動で使用するジュニア用、または中学一般用のサッカーゴールが整備されております。その他サッカーができる環境整備としては、令和元年度には総合公園陸上競技場のフィールド部分を天然芝へ草種変更し、豊見城中学校サッカーフィールドの部活動をはじめ、各種大会等で使用いただいております。また、令和2年度にはナイター照明施設がある豊見城小学校と長嶺小学校に一般用のサッカーゴールを設置し、一般社会人のサッカー利用者へ開放しております。現在、豊見城総合公園を中心としたスポーツ拠点エリアの整備構想が検討されておりますので、そのエリアの中でサッカー専用施設の整備ができないか、検討部会の一員として連携しながら検討してまいりたいと考えております」というふうに答えております。

続きまして、②サッカー関係者からの要望を伺う。これにつきましては、「豊見城市サッカー協会会長から市長と教育長宛てに「本市における

るサッカー場の利用及び整備について」と題する要望書が令和3年8月6日付で提出しております。要望事項につきましては、1番目に、本市の与根地区の土地区画整理事業の進捗に沿って、与根体育施設が廃止されることについては十分に理解しております。2番のほうで、与根体育施設に代わる新たなサッカー専用施設整備計画を早期に策定し、活動場所の確保を要請します。3番目に、与根体育施設の廃止に伴う影響を最小化にするため、市陸上競技場の利用回数の増加、ナイター施設の整備及び与根漁港多目的広場におけるサッカー環境の整備を要請しますというふうな要望書が提出されております」というふうに答えております。

続きまして、④市内小中学校サッカーゴールポストの整備状況についての現状という質問に対しましては、「小学校におきましては、上田小学校、少年用を1組。長嶺小学校、一般用を1組。豊見城小学校、少年用1組、一般用1組。伊良波小学校、一般用1組。とよみ小学校、少年用1組。豊崎小学校、少年用2組。ゆたか小学校、少年用1組が整備済みとなっています。中学校におきましては、豊見城中学校、長嶺中学校、伊良波中学校にそれぞれ一般用が1組ずつ整備されております」というふうに答えております。

続きまして12ページの通告番号8番、要正悟議員の(2)教育行政について、①オンライン授業について伺うという質問に対してましては、「令和2年度において、市内小中学校のネットワークの整備、各教室への電源キャビネットの整備及び児童・生徒への端末配置等を行っております。令和3年8月末からの臨時休校ではそれらを活用し、オンライン学習を実施しております。オンライン学習は発達段階に応じて、タブレットを活用しており、小学校の低学年では家庭と学級がオンラインでつながるかの確認を中心に、健康観察等で活用しました。小学校中学年から中学生までは、健康観察や2教科ほどのオンライン学習で活用しております」というふうに答えております。

次、②保護者との連絡手段のペーパーレス化についてでございますが、「現在、保護者との連絡手段は紙媒体とメーリングサービスやホームページを活用しています。ペーパーレス化についてのメリットは、印刷等にかかる時間や費用を抑えることが考えられます。デメリットとしては、メーリングサービスの登録者が100%でないこと、家庭の通信環境によって、全ての保護者がホームページを閲覧することができない状況もあり、全ての保護者へ情報が行き届かないことが考えられます。保護者へメーリングサービスの加入を進めながら、ペーパーレス化に向けて、できることを検討してまいりたいと考えています」というふうに答えてお

	<p>ります。</p> <p>次、③中学校での「部活動実態調査」について伺うでございますが、「中学校での部活動実態調査については、7月に行われた生徒、保護者の学校評価や教育相談等において、部活動における体罰やハラスメントに関する意見や相談等はなく、適切な部活動運営がなされていたと理解しております。現在のところ部活動運営については、年2回の学校評価や教育相談等で適正に運営されているか把握することができております。今後は学校評価や教育相談等で、調査を要望する等の声があり、実態調査の必要があればアンケート調査等についても取り組んでいきたいと考えております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして④指導主事の人数について伺うでございますが、「現在、豊見城市への派遣指導主事は2名になっております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして通告番号9番、13ページのほうです。伊敷光寿議員の(1)新型コロナウイルス感染症についての⑤PCR検査費用補助事業を伺いますにつきましては、「教育委員会では「豊見城市新型コロナウイルス感染症PCR検査費用補助事業」を開始しております。事業内容としては、沖縄県が実施する新型コロナ感染症PCR希望者検査促進事業において認定を受けた検査機関で、PCR検査を受検した際に発生する検査費用の自己負担分を助成する内容となっており、1人1回限り3,200円を上限に補助することとしております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして14ページ、通告番号10番、真栄里 保議員の(1)新型コロナの対応についての⑤PCR検査について伺うの(ア)学校や保育の現場で定期的なPCR検査を行うことについてでございますが、「学校現場においては、豊見市のエッセンシャルワーカーとして位置づけて、7月より教職員や学校配置各種支援員に対する新型コロナウイルスワクチンの優先接種を行ってまいりました。また、市での優先接種をしていない先生方についても在住自治体や広域センターにおいて、ワクチン接種を行っているものと思います。学校現場における定期的なPCR検査につきましては、安全安心の教育環境を確保するという観点で有効であると考えておりますが、学校を再開しながら定期的にPCR検査を受検することが先生方の負担となつてはならないと考えておりますので、定期的なPCR検査の実施方法については、学校現場の声を聞くとともに、引き続き現在実施中のPCR検査補助事業を活用しながら、検査を受けやすい体制を整えてまいります」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、(3)市長公約との関連についての②給食費の無償化につい</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>てでございます。「学校給食費の無償化は全国的に見ても広がりつつあり、県内では名護市や宮古島市、嘉手納町、栗国村などで実施されています。無償化が全国的に増えている背景については、大きく3つに分けられると思います。1つ目は、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を培う食育の推進や、明るい社交性及び協働の精神を養う人材育成の視点。2つ目は、児童・生徒がいる家庭の支援策としての保護者の経済的負担の軽減を目指した子育ての支援の視点。3つ目が、人口増加を期待した支援策としての少子化対策、定住・転入の促進、地域創生などでございます。学校給食の段階的無償化は年少人口の割合が日本一である本市が積極的に取り組むことで重要な意味があると考えます」というふうに答えております。</p> <p>次、(3)の③につきましては学校給食の段階的無償化を進めることについてでございますが、こちらのほうも6番、波平邦孝議員と同様な質問ですので、同じようにお答えしております。</p>
教育長	はい、部長ありがとうございました。議員の一般質問が18ありましたので、今10番目まで質疑応答の報告がありましたけれども、今までの内でご質問等がありましたら、確認したいがありましたら挙手でお願いします。
大城委員	質問じゃないんですけど、意見なんですが、2ページの新垣議員の質問で(ウ)現在任命されている教育委員は云々とあるんだけども、これを読むと、私はあくまでも公正中立な立場でいつも物を言っているつもりです。しかしこれを見ると、我々は議員の意に背いた発言をしてはいけないのかと。意に沿うようなことを言わないといけないのかというような感じも受けるのですけれども。それで質問というよりも意見なんですけどね。あくまでも私たちは教育委員として、公正中立な立場で発言をしているつもりですということをあえて再度言っておきたいなと思っています。以上です。
教育長	はい、ありがとうございます。ほかに。はい、下條委員。
下條委員	すみません、教育部長にご質問させてください。教育部長は、今までの定例会議にはご出席されていたかなと思います。8月30日の総合教育会議もご出席されておりましたでしょうか。
教育部長	はい。
下條委員	それではもう一度、通告番号1の③のご答弁をお聞かせください。もう一度確認させてください。(3)の(イ)に対する答弁をもう一度聞かせてください。
教育総務課長	儀間盛昭議員の？

下條委員	いえ、すみません。通告番号2ですね、ごめんなさい。2の2ページの③の(イ)です。お願いします。
教育部長	先ほどお答えした内容を読み上げればよろしいですか。
下條委員	はい、すみません。お願いします。
教育部長	「これまでの与根体育施設の廃止条例を可決してきた状況や議会で否決になった理由、そして担当部局の対応、または与根体育施設周辺における将来の展望など、いろいろな状況説明を受け、条例改正が行われた後の今後の与根体育施設の管理運営方法につきましても、教育委員それぞれにおいての考え方や意見の中で、その発言があったものだと考えております」というふうに答えています。
下條委員	はい、そのご認識は正しいでしょうか。つまり私たちが保留したのは、考え方や意見によってのみの判断で保留されたということでよろしいでしょうか。私が伺いたいのは、これまでの経緯をご存じじゃないでしょうか、教育部長は。
教育部長	経緯？
下條委員	<p>経緯ですね。つまり6月28日に前教育長がいらっしゃったときの定例会議でも、同じく管理費流用の決議が迫られました。傍聴席にも何名かの議員もいましたね。その際に、私は4月28日の生涯学習振興課長のご発言内容から、議事録は4月28日、定例教育委員会議事録、12ページの9行目から22行目に当たるかと思うんですけど、財務課との調整ができるでないのではないかということで、思い込みで行っているのでしょうかと質問したところ、当時の教育長に下條委員は間違っているというご発言と、手続は行っているのに総務部長ですか、課長ですか、がやっていないということで、嘘をついているというような内容のご発言がありました。また、私の契約書の作成などについての質問等に、■■課長と■■課長が説明してくださいました。これで総務部との約束の経緯の説明がありましたが、そのご説明を今していただくことは大丈夫でしょうか。それとも、それは私の理解で今お話しさせていただいているですか。</p> <p>その際に、総務の■■さんが約束不履行というご説明がありました、その際、後ろの傍聴席のほうからも「那人、まだ仕事しているから連れてこい」みたいなやじまでもありました。8月30日に総合教育会議にては、■■課長からその説明は思い込みというようなご発言がありました。そのような思い込みという内容で賛否を問われたりとか、迫られたりして、それを私たちはベースに判断することが可能だったとお思いでですか。思い込みでつくられたストーリーで、私たちが賛否を迫られたという事実があると思うんですけど、それでそのときの内容は180度違っ</p>

	たということはお認めになったんですね。■■課長が。
教育部長	そうです。
下條委員	そうですね。そのときに、この内容は矛盾だらけの内容で、私たちは賛否を迫られたんですね。判断をですね。それで私たちが判断できるということを、そのとき教育部長はお思いですか。事実が基じやないですよ。事実を基にしていない内容で、私たちは流用の是非を問われたんです。それは多分ご認識されていると思うんですけど、それを議会のほうでは、私たちの意見や判断されたということなんんですけど、意見も判断も事実が基でなかつたらできないんじゃないでしょうか。
教育部長	そうですね。総合教育会議の前までは、教育委員会としてはそういう法律的認識で行っていましたが、その後、当局との調整とかを行っている中で、法的解釈にも誤解があったというか。
下條委員	誰が誤解されたんですか。
教育部長	教育委員会。
下條委員	はい、それはご答弁されましたか。
教育部長	はい？
下條委員	これはご答弁でお答えになっていますか。その件について。
教育部長	その件が、この…。
下條委員	それは終わった後ですね。定例教育委員会議が終わった後の議会であるということで、私の認識は正しいでしょうか。定例じゃなくて、総合教育会議の後の議会ですよね、これ。
教育部長	そうです。
下條委員	それ、時系列合っています？
教育部長	時系列合っています。
下條委員	はい、それでどうやってお答えになったんですか。そのときに、もうその事実は多分ご確認されていると思いますけど、どういうふうにご答弁されましたか。
教育部長	そういう誤解が、こちらの誤認識という部分に関しては別の質問で一応答えてはおります。
下條委員	どうしてここで答えてくださらないんですか。これは私たちの、教育委員の判断と、今、私もう一度確認させていただいたんですけど、とても重要なことだと思うんですけど、なぜこういうふうにお答えするんですか。
教育部長	この質問に対しまして…。
下條委員	これは名指しで教育委員のことを批判しているんですよ。この質問つ

	て。大丈夫ですか、今の答えて。
教育部長	この質問に対しましては、教育委員の方が、流用のことでしたよね、確か。
下條委員	提示していたのは、教育委員が権限にも期限があるにもかかわらず、議決を保留したからだという認識ですというご質問なんですね。だからそのせいで保留にしたからそうなっちゃいましたということですよね。そうだったんですか。
教育部長	この教育委員の方々からは流用しないといけないということは分かりますが、教育委員が可決した廃止条例の議案を市長が議会に提案して6回も否決されている重要案件であると考えた場合、どういう理由で市長部局はそういう保留しているのかという部分を、市長のほうから考えを聞きたいというふうに発言されていた部分に関して、各委員の考え方や意見の中での発言というふうに答えていきます。
下條委員	これ独立云々の話をされていますよね。市長部局から独立しているとか。なので市長サイドに寄りすぎているんじゃないかという話だと思うんですけど、それは事実を基に話しだすときはそれでいいと思うんですけど、そもそもが事実でなかったということがベースと後でお認めになつたんですけど、私たちがどのように判断すればよかつたとお思いですか。
大城委員	すみません、話の途中だけどいいね？ 大変下條委員の言いたいことも分かるつもりですけど、これは定例議会の通告の説明をしたわけですよ。こうやつたと。だから今下條委員が言つてることは、いろいろ質問はあるんだけれども、意見としてもう収めたらどうかと思って。今こういうことを細かく事務局に聞いても、もうどうしようもないかななど。今後のことであるんだけど、これは意見としてこう思いますと、意見でまとめたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。
下條委員	分かりました。はい。じゃあ意見なんんですけど、次からはすみませんけど、事実をちゃんと伝えてほしいと思います。なぜならこういうふうに書かれているのは、やはりとても私たちもすごく心象が悪いので、ぜひよろしくお願ひします。
教育部長	はい、分かりました。
教育長	それでは進めてよろしいでしょうか。
大城委員	すみません。もう一つだけ聞きたいことがありますて、新型コロナのことで、学校も大変児童に対して気を使っていると思うんですけど、PCR検査等も学校にやってもらっているかなと思うんですけど、私が懸

	念するのが、学校の先生方の負担はますます増えていないかなと。それで校長先生方からちょっと意見を聞きながら、この辺職員の負担はどうなのか。その辺もう少し、こういうところも気を使つたほうがいいのかなと。そしてできることなら予算に関わるんだけども、補助員か何かつけてもらえるんだったらこういうのをつけて、少しでも学校の負担を軽くするような方法があつたらいいなと思うんですけど、私の意見として聞いてもらいたい。
教育長	はい、大城委員ありがとうございました。ごもっともだというふうに思っております。委員会としても最大の努力をして、それから対応していきたいと。負担軽減をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。 それでは通告番号11のほうから、部長のほうで報告をお願いします。
教育部長	それでは、15ページの通告番号11番の徳元次人議員の(1)学校教育についての①コロナ禍における休校措置を考慮し、オンライン授業環境を早急に整えるべきという質問に対しましては、「令和2年度において、市内小中学校のネットワークの整備、各教室への電源キャビネットの整備及び児童・生徒への端末配置等を行った結果、学習並びに教育環境のさらなる向上が図られました。令和3年9月からはそれらを活用し、オンライン学習等を実施しております」というふうに答えております。 続きまして、②生徒用端末はタッチペン活用すべき。予算計上可能か伺うにつきましては、「市の予算で単年度に限りタッチペンを購入することについて、各学校にアンケート調査を実施したところ、一度市の予算で整備すると次年度以降も整備していただけないと不平等であるや、保護者に説明ができない等のご意見があり、現段階においては予算の計上に至っておりません」というふうに答えております。 続きまして、③コロナ禍における青少年国際交流事業についての対応方針でございますが、「今年度の青少年国際交流事業につきましては、新垣亜矢子議員にも答弁しましたが、県内においても新型コロナウイルス感染症の罹患者が急激に増加したことから、苦渋の決断ではありますが、今年度の事業を中止することといたしました。交流事業を楽しみにしていた生徒やその他関係者の皆様には大変申し訳なく、残念に思っておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします」というふうに答えております。 続きまして21ページ、通告番号15番、瀬長恒雄議員の(2)文化財行政について。①文化財や資料の収集、保管、展示等の現状を伺うについてでありますが、「平成14年に豊見城市歴史民俗資料展示室を開室以来、収

集した貴重な資料を活用し、市民への公開も積極的に行ってています。また、企画展等も開催し、資料展示室の充実に取り組んできたところでございます。現在の施設の規模では、公開可能な資料数には限りがあります。そのため、デジタル博物館事業において資料のデジタル化を行い、豊見城市の歴史や地域学習の教材として学ぶことができる環境を、現在進めています。デジタル化をした資料は、令和3年度末にはホームページで公開し、令和4年度以降はホームページ紹介、普及活動に取り組んでまいります。また、資料の収蔵能力が限界に達していることから、既存のプレハブにつきましては小規模であり、経年劣化による雨漏りや床の腐食など劣悪な環境状況にあり、保管資料の劣化、破損等が想定されます。新たなプレハブの建設を行うことで、それらの問題が回避できるものと思われ、現在実施計画も提出しております」というふうに答えております。

次に、②デジタル博物館事業についての(ア)事業の目的を伺うにつきましては、「デジタル博物館事業につきましては、インターネットを通して豊見城市的歴史、文化資料に、いつでもどこでも誰でもアクセスできる環境を整え、豊見城市的魅力を発信するとともに、地域文化の振興に寄与することを、その目的としております」というふうに答えております。

次に、(イ)事業の進捗状況でございますが、「進捗状況につきましては、令和2年度に収蔵品の撮影、計測、資料特徴の記録等のデジタル化を1,050点。収蔵品写真資料のスキャニング、データベース作成等のデジタル化を10万点。文化財のドローン撮影を10か所。3D図作成を11か所の内容を管理しております。地域の写真を集めた写真集「とみぐすく写真アーカイブ」を10地域分作成しております。令和3年度は令和2年度の活動の継続である収蔵品のデジタル化、収蔵品写真資料のデジタル化、文化財のドローン撮影、とみぐすく写真アーカイブの13地域分の作成を行い、新たに明治・大正生まれの方々が語った民話音声テープをデジタル化、情報整理を行います」というふうに答えております。

次に、(ウ)デジタル化した資料をどのように活用していくのかでございます。「資料の活用につきましては、令和3年度末にホームページで公開し、文化財、収蔵資料、写真資料、民話資料、映像資料を公開してまいります。令和4年度以降は公開したホームページを紹介、普及を図る活動に取り組んでまいります。併せて、地域の文化財についての情報や解説等を現地で知ることができるよう、文化財所在地にある文化財標柱からQRコードでインターネット上のデジタル博物館へアクセス可能に

	<p>するよう、整備を検討しております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、(4)給食センターの分離、新設についての①現在の学校給食の供給数を伺うでございますが、「市立学校給食センターでは、市内の小学校8校、中学校3校、合わせて11校全ての学校給食約8,100食を提供しております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、②給食センターの設備や献立等における課題でございますが、「学校給食センターは今年で約36年を迎える施設であることから、蒸気管の腐食による蒸気漏れなど、老朽化や経年劣化の影響を受けることがあります。調理機器等については、学校給食センターでは焼き物料理を提供する加熱機器がないため、給食献立に焼き物料理の提供ができておりません。また、料理過程で時間を要する麺料理については、現在の調理機器の数では全学校への対応が難しい状況でございます」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、③給食センターの分離、新設が求められていますが、教育委員会の方針ということでございますが、「給食センターは、現在の場所に昭和60年に建設されて36年経過しております。施設の老朽化や経年劣化が確認されることから、給食センターの在り方について検討する時期に来ていると認識しております。給食センターの在り方については、1か所に機能を集中する方法、複数箇所に分散して建設する方法など様々なやり方が考えられますが、新しい給食センターの計画を策定して、建設して移動するまでには、ある程度の年数を要するものと考えておりますので、現在の給食センターを維持しつつ、今後の方向性について検討してまいります」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、(6)与根体育施設損失補償費についての①与根体育施設の野球場、及びサッカー場の施設整備の時期、施設整備工事費についてでございますが、「与根体育施設の旧野球場については平成元年2月28日に竣工となっており、その整備費用につきましては、施設整備費が約8,400万円、トイレを設置している建物が約480万円で、合計約8,880万円の整備費用となっております。また、サッカー場につきましては平成8年10月31日に竣工で、整備費用は9,100万円で、更衣室や倉庫の建物については平成9年12月19日に竣工、整備費用は約800万円で、合わせて9,950万円の整備費用となっております」というふうに答えております。</p> <p>次に、③保留地処分した野球場の損失補償費について、豊見市の公有財産規定に基づいて手続が適切に行われていたか伺います。につきましては、「旧野球場敷地の工作物等の除去に係る補償についてでござい</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ますが、平成31年市議会において、与根体育施設の条例に位置づけられている屋外運動場の廃止が可決されており、旧野球場の敷地に係る工作物等については、与根西部土地区画整理組合での除却を依頼しております。通常であれば除却をする段階において補償交渉を含む補償業務を進めていくものでございますが、仮換地指定や今後のサッカー場廃止条例等も予定されている状況下においては、除却するたびに補償算定を行うのではなく、最終的に保留地部分や野球場及びサッカー場の全体をまとめて補償算定するということで、組合と教育委員会の間において共通の認識を持っていましたところでございます。今後、組合より保留地部分を含めた全体の補償算定額が示される予定となっておりますので、市の関係部署において、連携して取り組んでまいりたいと考えております」というふうに答えております。

続きまして22ページ、通告番号16番、瀬長 宏議員の(1)与根体育施設設置条例についての③執行機関である教育委員会との事前調整はあったのかという質問に対しましては、「令和3年3月市議会の最終本会議におきまして日程に追加されました与根体育施設に係る条例改正の議案でございますが、緊急的な動議で予測もできなかつたことであり、教育委員会におきましても事前調整はありませんでした」というふうに答えております。

続きまして、⑤条例改正によって体育施設として追加された字与根50番地30の土地について、追加前の普通財産を教育部長が所管し、教育財産に用途変更しているが、教育部長による一連の手続は、地方自治法及び市の公有財産規則に基づいた適正な手續と考えるのか伺うでございますが、「教育部におきましては、旧野球場敷地を平成31年4月1日付で教育財産の用途廃止を行い、普通財産とする手續を行った以降、長への引継ぎをしておりませんでした。本来、普通財産は公有財産規則第4条第5項の規定に基づき総務企画部長が所管すべきであり、普通財産から行政財産への変更は同規則第13条により総務企画部長が行うべきこと。平成31年4月1日に行行政財産の用途廃止を行って普通財産となつた時点で、地方自治法第238条の2第3項及び市公有財産規則第4条第5項に基づき、直ちに総務企画部長へ所管替えをすべきでありました。公有財産を統括し、公有財産規則の主管となる総務企画部長からの通知や協議においても所管替えの手續を行わなかつたことや、教育部において普通財産から教育財産へ用途変更した手續につきましては、教育部が法令等について間違った解釈をしていたことが原因であり、それについては総務企画部長との間で法令等の解釈や各種手續においても共通理解の上

で進めていくものでありました。そのようなことから、教育部において令和3年4月14日付で行った普通財産から行政財産へ用途変更した瑕疵ある手続については、令和3年7月21日付で取り消した上で、総務企画部長へ報告を行いました。また、同日付で正式に市公有財産規則第15条の規定に基づく公有財産引継書の所管替えの手続を行っております。その後、総務企画部長において同規則第13条に基づく行政財産への変更手続を経た後、令和3年7月21日付で教育長へ公有財産引継書の所管替えが行われ、これまでの一連の手続が完了しております」というふうに答えております。

続きまして、⑥与根体育施設の管理費が予算処置されていないにも関わらず、シルバー人材センターへの業務委託が行われ、予算なし執行と指摘してきたが、教育委員会と市長部局で考え方の相違をどのように整理し、予算なし執行はどう解決したのか伺う。「与根体育施設の管理費については財政課と調整してきたが、結果的に最終予算が確定されてない中で業務執行をしたことにつきましては、担当部署として重要案件である与根体育施設の管理費について、実務が伴わない中での思い込みによる業務執行が原因であると認識しております。教育部において、長と異なる解釈により、その他の各種手続においても十分な調整が行われていないことになり、当該与根体育施設の管理費についても調整不足が原因で、結果的に予算が確定されてない中での業務執行につながったものと考えております。今後の与根体育施設における事務執行につきましては、その都度必要な調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。なお、4月1日から4月14日に実際に執行した分につきましては、市の法律顧問に相談した結果、「契約締結前に失効した業務を追認するための条項を契約書に記載することにより、目的が達成される」というふうな見解が示されましたので、契約書に反映させ、債務を履行することを確認しております」というふうに答えております。

続きまして、⑦前教育長は連合審査で「区画整理事業は条例が廃止されない以上教育長が管理者で、日常管理の権限は教育長にあるので、私が組合と協議することは教育長の権限行使」と述べているが、教育長の権限で区画整理事業を進めるという法的根拠を伺うでございますが、「教育長の権限で区画整理事業を進めることができるのか確認したところ、与根体育施設の設置条例におきましては、利用申請や利用制限等の手続に係る教育長の権限を規定しているものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法第21条及び教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する規則第2条では、教育委員会の所管に属する学校、

	<p>その他の教育機関の用に供する財産、教育財産を管理に関することが教育長に委任されております。一方、同規則第6条の委任事務の処理の特例の項目では、教育長は委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときには、教育委員会の決定を求めなければならないと規定しています。また、地教行法第28条の教育財産の管理の項目では、教育財産は長の総括の下に、教育委員会が管理するものと定めております。教育長に委任された事務の決裁権限は豊見城市事務決裁規程によることとされており、事務決裁規程第5条重要事項等の先決保留では、前条の規定にかかわらず、専決者は重要かつ異例の事項については上司の決裁を受けなければならぬと定められております。さらには、条例が存続した状態で上物を除却する場合の法手続となる土地区画整理法第77条の照会が組合から市に対して行われた場合、権利者として回答権限のある市長、区域を管轄する市町村長として、直接施工の認可権限を有する市町村長として、いずれの手続に係る権限も市長に属するものであります。以上、教育長の権限の範囲を確認しましたが、いずれの法令等におきましても、教育長の権限の範囲内で区画整理事業を進めることが可能とする根拠は確認できませんでした」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、⑧前教育長は、補償算定業務に参加しないと表明していましたが、教育部の現時点での考え方はどうかという問い合わせでございますが、「与根体育施設の除却等に係る補償業務につきましては、教育委員会としまして、与根体育施設を管理運営している市長の補助執行の立場及び与根西部地区の市道整備を含めた区画整理事業の推進に協力しなければならないことから、市政運営に支障のないよう取り組んでいきたいと考えております。今後は関係3課により、与根体育施設の除却等に係る補償業務に関する協議に参加し、教育委員会として補助執行に関する規則に基づき取り組んでまいりたいと考えております」というふうに答えております。</p> <p>次に、⑨サッカー協会が市長及び教育長に要請書を提出しているが、その内容について伺う。「要望事項につきましては、与根体育施設に代わる新たなサッカー専用施設整備計画を早期に策定し、活動場所の確保を要請しております。また、与根体育施設の廃止に伴う影響を最小化にするため、市陸上競技場の利用回数の増加、ナイター設備の整備、与根漁港多目的広場におけるサッカー環境の整備を要請しております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、23ページの(3)就学援助についての①法的な根拠がなくなった民生委員の助言をやめる考えはないかにつきましては、「就学奨励</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

法施行令において、就学援助の算定に際して、市町村教育委員会は民生委員の助言を求めることができるとされておりましたが、平成17年度の法改正により、この条文が削除されていること。平成29年度以降の判定作業において民生委員の活用の事例がないことから、今後は規制改正に向け取り組んでまいります」というふうに答えております。

次に、②認定において共働き・借家住まいを条件とすることをやめる考えはないかにつきましては、「就学援助認定における共働き・借家住まいを条件とすることについては、令和2年7月31日、教育長決裁において撤廃済みとなっております」というふうに答えております。

次に、③入学準備金の支給を1月頃に改善できないか伺うにつきましては、「入学準備金の支給に関しては、令和3年度の入学児童生徒分より3月に前倒しし、事業を実施しております。現在の就学援助の判定作業においては、就学援助判定を支援するシステムにて実施しておりますが、システム判定に課題があるため、システム判定に加えてエクセルへの手入力作業を行い、判定結果の突合作業を行っているため、判定作業に時間を要しております。そのことから、現在システム判定の課題抽出、整備を行いながら、判定作業の効率化を促すための検討と併せて、現在の支給時期からどの程度まで前倒しで支給できるか、他市の事務執行状況も参考に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします」というふうに答えております。

続きまして、(4)いじめ自殺裁判について。①裁判の進捗状況について伺うでございますが、「平成30年(ア)第762号損害賠償請求事件につきましては、平成31年1月15日の初回口頭弁論から地裁での期日が18回開かれております。訴訟は事案の審理の途中であり、争点整理のための弁論準備手続を進めているところであります。今後、数回の期日で争点の整理が終了することが見込まれ、その後に証人尋問手続を経て判決に至ると思われます。というふうに答えております。

次、②和解を検討する考えはないか伺うという質問につきましては、「一般的に裁判所による心証開示や和解の提案は、証人尋問手続を経て裁判所が判決に向けた心証を得る時点までは行われないのが通例でありますので、現時点では返答する時期に至っていないものと考えております」というふうに答えております。

続きまして24ページ、通告番号17番、新垣繁人議員の(1)教育行政についての①臨時休校時のオンライン授業等についての(ア)本市における通信障害の状況や対応策等について伺うにつきましては、「オンライン学習の実施に当たり、児童・生徒が一斉にインターネットで接続すること

	<p>で通信が逼迫して、インターネットに接続しにくいなどの事例もありましたが、おおむね問題なかったものと認識しております」というふうに答えております。</p> <p>次に、(1)受験生である中学3年生の分散登校について本市の見解を伺うにつきましては、「本市では児童・生徒の密を回避するため、9月7日から10日までの4日間、1つの学級を2つの班に分けて午前中授業の分散登校による対策を行いました。児童・生徒への感染も、拡大するデルタ株の蔓延により、安全を考えて中学3年生についても同様に対策を行っております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、②市内小中学校への検温器の設置状況を伺うという質問につきましては、「令和2年度に教育委員会にてサーモグラフィーカメラや非接触式温度計を一括で調達し、各学校に設置しており、その後は各学校において必要に応じて購入していると聞いております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、③学校関連予算とPTA予算について、草刈り作業や学校施設から生じる廃棄物等の処分代、消耗品や備品代は基本学校関連予算で対応すべきと考えるが、予算措置を含め本市の見解を伺うでございますが、「学校から排出される廃棄物処理費や、学校運営に必要な消耗品及び備品購入に伴う予算措置につきましては、基本的に各学校において計上されております予算にて支出すべきものだと考えております」というふうに答えております。</p> <p>次、④クラブ活動における小学校運動場等の利用について6月議会で質問をしましたが、その後どのように検討されたか、現在の状況を伺うにつきましては、「クラブ部活における小学校運動場等の利用についてございますが、スポーツ少年団をはじめとする関係者も含めて整理していくかなければならない課題だと考えております。スポーツ少年団に対しては、この件についての意見を求めているところでございますが、このコロナ禍においては十分な活動もできない状況の中、意見を集約し、検討することができていない状況であるとのことでございます。小学生のスポーツ団体によるクラブ活動については、子どもたちの健全育成や心身の成長にはとても大事なものでありますので、教育委員会としましてもできるだけその活動を支援したいと考えております」というふうに答えております。</p> <p>続きまして、⑤市内中学校の制服等を再利用するなど、おさがりネットワークを拡充する必要があると考えるが、本市の取組を伺うということでございます。「現在、豊見城市独自のおさがりネットワークという</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ものはございません。本市教育委員会としましては、各中学校のPTA活動として取り込むことが望ましいと考えております」というふうに答えております。

続きまして26ページ、通告番号18番、大城吉徳議員、(1)コロナウイルス感染症について。(2)市内小中学生の感染状況についての(ア)感染者数は、それぞれ何名か伺うでございますが、「感染者数につきましては、令和3年9月17日現在、小学生が5名、中学生が0名、教職員の感染者は0名となっております」と答えております。

(イ)学校内ではどのような感染対策を行っているのか伺うにつきましては、「学校内感染の対策については、感染拡大防止のため段階的に学校再開に取り組んでまいりました。9月7日から9月10日は、人数を少なくするために学級を2つのグループに分け、1日おきに出校する分散登校を行いました。9月13日と14日は時間を制限して、午前中の登校を行いました。また、登校時の健康観察やマスク着用、換気の徹底、手洗いの徹底による三密の回避等を行っております。緊急事態宣言下では感染リスクが高い学習は、家庭科の調理実習や体育の密着する種目等は時期を入れ替えるなど、対応を行っております」というふうに答えております。

(ウ)学校生活の変化でストレスを抱えた子どもたちのケアはどのように対応しているのか伺うでございますが、「コロナ禍においてストレスを抱えた子どもたちに対応するために、各学校では一人ひとりの教育相談の時間を設けて、悩み等について話し合っております。そこから出た悩みは、担任をはじめ学年職員、養護教諭、学校職員で共有し、具体的な不安や悩みなどをしっかりと把握し、状況に応じて専門員であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員などへつなぎ、児童・生徒の精神的なケアに努めるようにしております。また、保護者の悩みについても相談を受け付けております」というふうに答えております。

次、(エ)今後、コロナやインフルエンザ等、様々な感染症による学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖などの事態にも対応できるよう、日頃からいつでもタブレットによるオンライン授業ができるよう準備する必要があると思うが見解を伺うでございますが、「令和3年8月末からの臨時休校では、オンライン学習を実施しております。実施に当たっては、通信関係ではおおむね問題なかったと認識しておりますが、教員や児童・生徒の端末操作の習熟度により、学校ごと、または教室ごとにオンライン学習活動の内容に差が出たのではないかと懸念もしているところでござい

	<p>ます。そのため、今後とも新型コロナ感染症の終息が見通せない中で、引き続き基盤整備に努めながら、教員及び児童・生徒の端末操作のスキル向上を図るため、G I G Aスクールセンターによる研修等の実施や情報補助員の支援配置を行いながら、学びの保障につなげてまいりたいと考えております」と答えております。</p> <p>続きまして、(3)学校給食費無償化について。去る6月議会で提案した、きょうだい児3人目から無償にした場合、食材の牛乳を無償にした場合、米やパンの主食を無償にした場合、おかずを無償にした場合、それぞれ予算は幾ら必要になるのか伺うという質問に関しましては、「きょうだい児3人目から無償とした場合、義務教育期間中の第3子以降の児童・生徒への補助を実施し、対象となる児童・生徒が全て小学生と仮定して計算すると、対象となる児童数690名より、年間3,036万円が必要となります。次に食材の牛乳を無償にした場合、牛乳は小中学校ともに月1,200円と仮定して計算すると、小中学校合計で年間1億16万1,600円が必要となります。次に米やパンを無償とした場合、小学校で月1,200円、中学校で月1,300円と仮定して計算すると、小中学校合計で年間1億270万2,600円が必要となります。おかずを無償にした場合、小学校で月1,600円、中学生で月2,000円と仮定して計算すると、小中学校合計で年間1億4,371万2,800円が必要となります」というふうに答えております。</p> <p>以上、一般質問に対する答弁の内容でございました。</p>
教育長	ありがとうございました。それでは通告番号11から18までのご質問の中で確認したいこと、あるいは意見等がありましたらお願ひします。
大城委員	じゃあ、お願ひします。コロナのワクチン、大分進んでいると思うんですけど、特に先生方、教員の場合、何%ぐらい終わっているのか。2回目。それから個人が拒否した場合、どうするのか。ワクチンを打たないとなった場合、強制できないと思うんだけど、こういう人はどうするのか。
教育部長	担当がいないので、よろしいですか。
大城委員	担当いないんですか。じゃあいいですよ。いるときで。
教育部長	大丈夫ですか。
大城委員	後でもいいです。特に聞きたいのは、ワクチンを打っていない教員に対して、強制できないのでどうする考えなのかなと。これだけでも分かったら。
教育部長	中にはワクチンを打ちたくないという教員の方もいらっしゃるんですけれども、そういった方に対しても、先ほど質問の中で答えたんすけれども、PCR検査補助事業というものがありますので、PCR検査を

	受けたときに上限3,200円までは補助しますよという補助事業もありますので、実際にもう何校か受けて、補助金の申請も出てはおります。
大城委員	ということは、強制はできないということだよね。
教育部長	そうですね。
教育長	PCR検査のほうで自分が陰性であるということを確認しつつ、学校現場に出るという状況を今つくっている状況です。よろしいですか。
大城委員	はい。いいんだけど、一つ懸念されるのは、ワクチンを打っていないと、これは子どもたちに感染するおそれはないのか。PCR検査だけで大丈夫かなと。PCR検査で陰性になればいいんだけど、それが出るまでの間に感染するおそれはないのか。素人だから分からんもんだから、この辺は。
教育長	ワクチン接種に関してパーセンテージはお答えできると思いますけど、本人が打つ打たないに関しては、こちらでは強制できないので、の方に関しては、気になったらPCR検査を受けていただいて、状態を見て勤務してもらうということで、今おさえております。
大城委員	はい、分かりました。
学校教育課参事	今、各学校のほうには抗原検査簡易キットを各学校に配っております。抗原検査というのは鼻の中に綿のをやべて、液につけて、それから陰性か陽性か、瞬時にその場で分かるものを各学校の教職員分として渡していますので、今冷蔵庫で各学校保管していると思います。うちの委員会のほうにも幾つか今ストックしておりますけれども、それで教職員の体調がおかしいというときにはすぐこれで調べられるように、だからPCRよりももっと早く分かるようにはしてあります。これで対策を取っているということで。
大城委員	分かりました。ありがとうございます。
教育部長	ちなみになんんですけど、教職員に対しましてワクチン接種の希望を聞きましたところ、73%の職員が希望しているという現状です。ただ、全員受けたのかどうかはちょっと確認できておりません。
備瀬委員	希望者が73%ですか。
教育部長	はい。
備瀬委員	希望者？ 実施済みが73%じゃなくて？
教育部長	ちょっと確認は取れていないです。まだ。
備瀬委員	関連していいですか。
教育長	はい。
備瀬委員	関連して、子どもたちのマスク着用についての指導なんですか？ 第1波のときは保育園とかこども園、マスクをするように指導していた

	と思うんですが、あまり子どもたちのほうには、免疫力があって、そう簡単には感染しない。そういうふうに言わっていましたけれども、最近は低年齢化して、デルタ株は子どもたちから家庭に。家庭から、逆にまたほかの園児たちにというのが、ニュースになって報道されていますけれども、今現在、この子どもたちへのマスク着用についての指導はどうなっているのか、教えてほしいと思います。
学校教育課参事	小中学生のほうにはマスクは奨励という形にして、もう100%近い子どもたちがマスクをしているという状況です。ただ、歩いているのを見ていると、先生たちの目が届かないところではマスクを外している部分もありますけれども、学校内の中ではやっぱりマスクをしっかりやって、ただ熱中症の件もありますので、蒸れたりとか、ちょっと息苦しくなつたらマスクを取って呼吸を整えて、それからまたマスクをというところで指導しているところであります。
備瀬委員	特に小学生、幼稚園生、保育園の子どもたちの場合の着用の指導については、これも保育園任せなのかどうかというところ。実は僕も、孫のほうがマスクをしないで登園するものですからクラスターが発生して、かなり、19名もというのがあったものですから、やっぱりその保育園を見ていると、マスクはしないでお誕生会をする。70名、80名が集まって大きな声を出す。そういうのも、このクラスターの発生につながったのかなって。マスクをすれば問題ないけれども、しかし活動をする場合にはマスクは本当に不便である。いろいろ分かるんですけども、今委員会としてはどのような指導をしているのかというところを。
学校教育課参事	マスクを着用する、三密を防ぐ、そういったところは幼・小・中には教育委員会のほうから言っているとは思います。保育園のほうはちょっと管轄外なので、どういうふうになっているか、ちょっとこちらでも。
備瀬委員	小学校に上がれば、できるだけ着用するようにという、校外でもそうですかね。
学校教育課参事	そうです。
備瀬委員	公園なんかではマスクしないでサッカーをやっている小学生も結構いるものですから。
学校教育課参事	スポーツのときには外しても構わないという、体育の授業なんかでもあるので、そのときには熱中症予防等も含めて、最中のときには外してオーケーということにはなっています。
備瀬委員	じゃあ保育園の場合は管轄外だから、十分掌握をしていないということ。
学校教育課参事	はい。

備瀬委員	了解です。
宮城委員	24ページ、(1)の⑤おさがりネットワークの件についてですが、今の答弁の中ではPTA活動としてやっていくようにというような返事をなされたかと思いますが、豊見城市の社会福祉協議会の中に、使わなくなつた。要するに、もうみんな子どもたちが卒業してという場合の制服の引取りをする窓口が実はあるんです。私も子どもたちのものを幾つか提供させてもらっているんですけど、その社会福祉協議会のその窓口と、実際にこの豊見城市の中にある福祉関係の課が多分あるかと思うんですが、そことの連携で何らかの方法って取ることができるのかなという意見です。
学校教育課参事	実は社会福祉協議会が、2年前ですか、去年ですか、去年まではやっていたそうです。ただこれが、豊見城市にそういうやっているところがないというところでやっていたんですけども、新たに個人経営ですけれども、お下がりを引き受けて、それをまた売るような、そういう個人経営ができたということで、去年の5月、6月ぐらいには移行したということでした。社会福祉協議会では来たもの、お金もないでそれを縫って、何の手直しもなく、もらいに来た人に渡すという感じでしたけれども、今やっているものは、一般の業者のはうではしっかり手直しをして、安くで提供しているというところではありました。
宮城委員	それが豊見城市内にあるわけですね。
学校教育課参事	市内に1つだけできたという話です。
宮城委員	はい、すみません。情報不足でした。ありがとうございます。
教育長	委員の皆さん、一般質問のほう終わりましたけれども、よろしいですか。
備瀬委員	いいですか。さかのぼるのですが、言われているとき、私は発言はしないつもりだったんですが、やっぱりこれだけ1年間、ずっと条例廃止について意見交換をやってきましたので、一言だけは私の考えを少しづかれて述べさせてもらいますけど、教育委員としての役割に疑問を感じるとか、いろいろ耳が痛いようなことが書かれていますけれども、やっぱり僕らというのは、教育委員というのは必携にもあるように公正中立というのが大前提です。そういう立場で、これまで1年間余りやってきました。たまたま条例廃止については、私自身、個人的に豊見城中学校のサッカーホールの練習場がない。その代替練習場の確保についてというのは当然ですけれども、それと並行して、絶対豊見城市には再生医療施設、とりわけこの近くには友愛医療センターもあるし、あの場所しか私はないとと思っていましたので、子どもたちの夢実現のため、そして豊

	<p>見城市民の産業拡大、あるいはまた雇用創生、もろもろ考えた場合には絶対そこである。それをどう実現させるかというのが私の個人的な中にあったものですから、議会の皆さんは、「意に沿わない」という発言を大城委員がやっていましたけれども、確かに議員の皆さんからすれば残念だなという気持ちはあったかもしれませんけれども、私の場合は恐らく市民の大多数が、アンケートを取った場合には再生医療施設のほうが望ましいというようなことで、私も常識的な考え方でこのことについては進めてきたつもりでありますので、ちょっとばかりその内容をみると残念だなということを感じます。ちょっと自分の感想を伝えました。</p> <p>教育委員なのに何も知らないな、何も勉強していないなというのも前回あったものですから、「議員の皆さん、すみませんね。ちょっとは勉強していますよ」と言いたかったんですけども、そういうところであります。はい、以上です。</p>
教育長	はい、ありがとうございます。下條委員、はい。
下條委員	すみません。最後になんんですけど、やっぱり後半の内容を見ていましても、権限がないところをあると言って私たちに伝えたりとか、先ほどもありましたように事実じゃない、真実じゃない、それをベースにお話を進められていたりとか、それで私たちが保留にしたのが問題であるような、誤解を与えるような議会でのご質問があったり、それにきちんとお答えしてくださいさらなかつたりとか、やっぱり私たち教育委員も本当に中立でしっかりとし、吟味した意見を言うにはちゃんとした当たり前の形、真実をベースにお話をさせていただきたいし、あとやっぱり傍聴席でやじが飛ぶような、ここは議会でもないと思うんですね。なので、ルールにのっとった正常な形での話合いをしていただきたいなど、今後はよろしくお願いしますということで、ぜひご協力お願いします。
教育長	はい、事務局。
教育部長	すみません。この一般質問とは別のお話なんんですけど、今9月議会において、一般会計補正予算（第4号）というものが教育予算も含まれた予算だったんですけども、うちの教育委員会の予算ではございませんけれども、農林水産課の予算でございますが、与根漁港多目的広場にてサッカーもできるように、サッカーゴール及び周辺フェンスの設置経費。水はけを改善し、利用環境を改善するとともに、多目的利用を促進するための調査経費として2,400万円の補正予算が提案されていたんですけども、これを、この2,400万円を全額削除された修正案が可決されました。その他、教育委員会の関連の予算につきましては提案どおり可決されております。以上が報告でございます。

教育長	ではこれをもちまして、一般質問についての報告を終わります。
	(その他報告 反訳なし)
教育長	それではこれをもちまして、第11回定例教育委員会の全日程を終了します。ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光  
教育委員 山本 淳一

